

1. 件名

大学発事業創出実用化研究開発事業（事前調査事業・研究開発事業）

2. 根拠法

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）

第15条第1項第3号

3. 背景及び目的

我が国経済社会の持続的な発展を達成するためには、産学連携のより一層の充実を図り、大学、高等専門学校、国の試験研究機関等（以下、「大学等」とする。）の研究成果を有効活用することによる新規産業・市場の創出を図ることが重要である。

このため、大学等からの技術移転を扱う機関（以下、「TLO等」とする。）に対し、民間事業者と大学等との連携により事業化に繋がる研究開発テーマを広く公募し、優れた提案に対してその研究開発を産学連携推進の一環として支援することを目的とする。

また、TLO等を介した当該事業を進めることにより、TLO等の育成等を図り、産学連携のより一層の推進を図ることを目的とする。

4. 事業内容

4. 1 事業概要

大学等有する技術シーズを産業界へ提供するため、大学等の技術シーズを活用した事業化を希望する民間事業者からのマッチング資金の確保が可能なTLO等からの申請に基づき、優れた提案に対し、当該マッチングによって実施する事前調査・研究開発に必要な経費の一部を助成する。

(1) 事前調査事業

研究開発事業の実施に先立ち、大学等の研究成果を基に研究開発計画を策定するための事前調査（技術シーズの確認、先行技術調査、市場ニーズの調査等）を支援する。なお、調査期間は3ヶ月以内とし、終了後は研究開発事業へ移行する事業とする。

(2) 研究開発事業

大学等における研究成果を活用して、民間事業者（法人格の有無は問わない。ベンチャーキャピタルなどを含むコンソーシアム形式も対象とする）と大学が連携して行う実用化研究開発を支援する。なお、研究開発期間は3年以内とし、終了後2年以内の実用化が可能な計画を有する事業とする。

4. 2 事業方針

<助成要件>

(1) 対象事業者

日本国内に所在する TLO 等であって、大学等と資金提供者とが連携して行う研究開発を発掘、評価、選別する者。またその成果を管理するために産業財産権等を所有し、その権利を民間事業者へと技術移転する事業を業務として行う者 (①～③)。

①承認 TLO

②認定 TLO

③法人格を有し、株式会社、有限会社及び特定非営利活動法人においては定款、公益法人においては寄付行為、学校法人においては学校法人の内部組織における規則、その他の法人においてはこれに準ずる規則に、大学等の研究成果を技術移転する業務を行う旨が記述されている者

(2) 対象研究開発テーマ

科学技術基本計画の重点化指針等に示されている社会的目標および技術開発課題を達成するために有効な実用化開発を行うものを対象とし、助成する。

(3) 審査項目

1) 事前調査事業・研究開発事業共通項目

項目	審査基準
事業者について	<ul style="list-style-type: none">・助成対象となる事前調査もしくは研究開発事業全体およびその成果の管理を的確に遂行するために必要なマネジメント体制及び能力を有すること。・当該事前調査または研究開発に係る経理その他の事務について、的確な管理体制・処理能力を有すること。
資金調達について	<ul style="list-style-type: none">・必要な経費のうち、資金提供事業者が供給する部分について十分に確保されていること。なお、事前調査事業においては、資金提供事業者は、中小企業基本法に基づく中小企業であること。

2) 事前調査事業

項目	審査基準
事前調査内容について	<ul style="list-style-type: none">・大学等の技術シーズに基づく事前調査であること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査を行おうとする技術に新規性・優位性があること。 ・的確に遂行するために必要な調査体制が確保されていること。 ・当該調査終了後、1年以内に当該事業の研究開発事業へ提案できる内容であること。
--	--

3) 研究開発事業

研究開発体制に関する事項

項目	審査基準
研究開発体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・的確に遂行するに必要な研究体制が確保されていること。 ・基礎的研究、調査等の実績があること。 ・研究実施大学及び資金提供者と十分な連携がとれること。

技術評価に関する事項

項目	審査基準
基となる研究成果の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・基となる研究成果が確実なものとなっていること。 ・大学等における研究成果を活用するものであること。
新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性のある技術であって、目標設定レベルが相当程度高いこと。
保有特許・ノウハウ等による優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該開発に活用する大学等の研究成果及び資金提供事業者、事業化事業者等が関連する特許・ノウハウ等を有し、事業化において優位性があること。
研究開発における目標値、技術課題、解決手段の明確性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該開発における目標値、技術課題及び解決手段が明確であること。
技術課題を解決する可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・予定期間内に技術的課題が解決される可能性が高いこと。

事業化評価に関する事項

項目	審査基準
新規市場創出効果	<ul style="list-style-type: none"> ・成果の事業化による新規市場創出効果が大きいこと。

市場ニーズの把握	・成果の事業化に対する市場ニーズが具体的かつ明確であること。
開発製品・サービスの優位性	・市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位であること。
事業化に向けた位置づけ及び開発体制	・早期事業化を目指した開発・事業化体制であること。
製造・販売能力	・製品の生産手段・販売ルートを確保できること（自社内外を問わない）。
事業化計画の信頼性	・事業期間終了後 2 年以内に実用化が達成される可能性が高いこと。

産学連携活動への取り組み状況に関する事項

項目	審査基準
産学連携活動への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・連携を組む大学等が産学連携活動を積極的に進めていること。 ・経済産業省の産業クラスター計画に基づき、大学発ベンチャーの新事業促進に取り組む大学等と連携を組んでいること。

若手研究者の配置状況に関する事項

項目	審査基準
若手研究者の配置状況	・研究開発体制に代表者を含め、若手研究者が配置されていること。

<助成条件>

①研究開発テーマの実施期間

- 1) 事前調査事業：3ヶ月以内
- 2) 研究開発事業：3年以内

②研究開発テーマの規模・助成率

i) 助成額

資金提供事業者から提供される研究費等の2倍を上限とする。

- 1) 事前調査事業：200万円を上限（助成対象経費300万円以内）
- 2) 研究開発事業：年間1000万円を下限（助成対象経費1500万円以上）

ii) 助成率

2 / 3 以内

③採択予定件数

継続予定 : 80 件程度

新規採択予定: 採択予定件数は定めず、新規採択分予算に応じ、提案内容の優れているものを採択する。

④本年度事業規模

(単位: 百万円)

一般会計	2, 148
中対費	645
石特	590
合計	3, 383

事業規模については、変動があり得る。

4. 3 これまでの事業実施状況

(1) 実績額推移

(単位: 百万円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
一般会計	1, 643	1, 631	2, 024
中対費	325	563	583
石特	264	279	526
合計	2, 132	2, 473	3, 037

(2) 応募件数及び採択件数の推移

分野	平成15年度		平成16年度 第1回		平成16年度 第2回	
	応募	採択	応募	採択	応募	採択
一般会計	48 (9)	2	84 (11)	30(16)	78 (17)	30(19)
中対費		22(13)		1(1)		0
石特		2		3		1
合計	48	26	84	34	78	31

分野	平成17年第1回		平成17年度第2回	
	応募	採択	応募	採択
一般会計	96 (10)	14	98 (11)	24
中対費		24(17)		28(15)
石特		4		8

合計	96	42	98	60	
----	----	----	----	----	--

()内は事前調査事業に関する応募と採択の件数。なお、事前調査事業の採択分には併願により研究開発事業から移行して採択したものを含む。

(3) 継続・終了実績

事業年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	合 計
継続件数	47	47	29	82(予定)	205(予定)
終了件数	132	83	49	38(予定)	326(予定)

平成 15 年度継続件数は、平成 14 年度に経済産業省が採択し、NEDO に移管された件数。

平成 15 年度終了件数には、平成 14 年度補正採択分を含む。

平成 18 年度終了件数には、平成 18 年度採択分の終了件数は未定のため含めていない。

5. 事業の実施方式

5. 1 実施体制 (別紙参照)

5. 2 公募

(1) 掲載する媒体

「NEDOホームページ」で行う他、新聞等に掲載する。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始の 1 ヶ月前にNEDOホームページで行う。

(3) 公募時期・公募回数

平成 17 年 10 月～12 月 (交付決定:平成 18 年 4 月) と平成 18 年 5 月～7 月 (交付決定:平成 18 年 10 月) の 2 回行う。

(4) 公募期間

約 60 日間とする。

(5) 公募説明会

全国各地の主要都市を含めた約 10 箇所で、また必要に応じてNEDOの他の提案公募事業、もしくは経済産業局と合同で開催する。

5. 3 採択方法

(1) 審査方法

外部有識者による事前書面審査、提案審査委員会 (外部有識者及びプログラムオフィサーから構成) を経て、契約・助成審査委員会により決定する。

また、事前書面審査の実施者は公募時に公表し、提案審査委員は採択結果公表時に公表

する。

(2) 公募〆切から採択決定までの審査等の期間

70日間とする。

(3) 採択結果の通知

NEDOから申請者に通知する。なお不採択の場合は、審査内容を踏まえたコメントを記載し通知する。

(4) 採択結果の公表

事前調査事業については申請者名と事業の名称を、研究開発事業については申請者名、事業の名称、資金提供事業者名、研究実施大学名及び事業概要を公表する。

5. 4 研究開発テーマ評価に関する事項

(1) 評価項目・評価基準

①中間評価

評価項目	評価基準
中間目標に対する進捗状況	中間目標に対する計画が順調にクリアしていること。
研究開発における課題の把握と対策	課題が明確化され、その対策を検討していること。
研究開発計画の妥当性	最終目標達成が可能なスケジュールであること。
事業化または製品のイメージ	事業化または製品のイメージが適正であること。
類似技術または製品に対する優位性	競合する技術または製品に対する市場での優位性があること。
市場動向の把握	想定している市場規模、売上予測に妥当性があること。
産学連携による実用化研究の効率性	産学が連携し、効率的な実用化研究が実施されていること。
研究成果としての特許について	助成期間内の特許出願があること。
事業化体制、事業化計画の妥当性	研究開発終了後の2年以内に事業化の可能性のある体制、計画があること。

②事後評価

評価項目	評価基準
技術開発の達成度	2年以内の実用化が可能な技術水準に達していること。
技術課題とその対策	課題、対策が明確になっていること。

対象市場の妥当性と把握	市場と目標製品が明確であること。
実用化のスケジュール	スケジュールが明確であること。
実用化に必要な課題	課題（製造、販売、法規制等）が明確であること。

③追跡評価

追跡評価に適した評価項目、評価基準を平成18年度中に検討する。

(2) 評価実施時期

①中間評価

平成16年度第1回採択（研究開発期間：3年間）10件については、5月に実施する。

平成16年度第2回採択（研究開発期間：3年間）6件については、11月に実施する。

平成17年度第1回採択（研究開発期間：3年度間）13件、平成17年度第2回採択（研究開発期間：3年度間）31件、計44件を2月に実施する。

平成18年度採択で、中間評価を必要とするテーマについては、2月に実施する。

②事後評価

平成17年度に終了した助成事業については、6月に実施する。

平成18年9月までに終了する事業については、10月に実施する。

③追跡評価

平成15年度～平成16年度にかけ事業が終了した事業者から提出される事業化状況報告書158件について、必要に応じ評価を実施する。

6. その他重要事項

6. 1 複数年度交付決定の実施

交付申請者の申請に応じ、平成18年度～平成19年度の複数年度交付決定を行う。

6. 2 継続事業に係る取扱いについて

中間評価の結果を踏まえ、交付申請者の申請に応じ、平成18年度の交付決定を行う。

6. 3 その他

(1) 制度改善

- ・平成16年度制度評価結果を基に、大学発事業創出実用化研究開発事業の制度改善を行う。
- ・競争的資金に登録されたことに伴い、若手研究者の活性化に向けた制度整備等を行う。
- ・知的財産推進計画を受け、大学における産学連携活動を留意した採択候補の選定を行う。

(2) 成果の普及

大学発事業創出実用化研究開発事業の研究成果と、成果に関心のある企業とのマッチングの場として、展示会を実施する。

(3) 産学連携活動状況調査

産学連携における課題を整理し、大学発事業創出実用化研究開発事業の運営改善に資するため、国内外問わず技術移転機関の現状等について、文献及びヒアリング等により調査を行う。

7. スケジュール

7. 1 本年度事業のスケジュール

第1回目

平成17年10月19日	公募開始
10月下旬	公募説明会開催
12月19日	公募締切（公募期間2ヶ月間）
12月下旬～2月中旬	審査
2月下旬	契約・助成審査委員会（採択テーマの決定）

第2回目

平成18年 5月上旬	公募開始
5月上旬	公募説明会
7月中旬	公募締切（公募期間約2ヶ月間）
7月下旬～9月中旬	審査
9月下旬	契約・助成審査委員会（採択テーマの決定）

7. 2 来年度事業の公募について

平成18年度中に、平成19年度第1回目の公募を開始し、審査、採択予定テーマを選定する。

(別紙) 事業実施体制の全体図

「大学発事業創出実用化研究開発事業」実施体制

